

おも とりくみじょうきょう こんご とりくみよてい
主な取組 状 況 ・ 今後の取組予定について

I おも とりくみじょうきょう れいわ ねんど
I 主な取組 状 況 （令和5年度）

じ き 時期	しみんどう たいしやう とりくみ 市民等を対象とした取組	ししよくいん 市職員を たいしやう 対象とした とりくみ 取組	しやう 障がい者 さべつかいしやうしえん 差別解消支援 ちいききやうぎかい 地域協議会
れいわ ねん 令和5年 5月	じぎやうしや ごうりてきはいりよ ていきやうそくしん かか 事業者による合理的配慮の提供促進に係る じよせいせいどりーふれっと はつこう 助成制度リーフレットの発行		
6月	た ま し ふくしこうりやうかい しやう 多摩市福祉交流会「障がい者とともに ひととき のわ しやうがっこう で まえじゆぎやう かいさい の和」（小学校への出前授業）の開催		
7月			きやうぎかい 協議会
10月		ししよくいんけんしやう 市職員研修 （しやうがいふくしかしゆさい 障 害 福祉課主催）	
12月	しやうがいしやしやうかん じんけんしやうかん 障害者週間・人権週間における取組 （ た ま 広報（11月5日号）でのしやうち ・ しやう びじゆつさくひんてん 障がい者美術作品展 ・ じんけんしやうかん い べ ん と 人権週間イベント ・ としよかん きかくてんじ 図書館での企画展示 ・ ごうりてきはいりよ ひろ じれいしやうしやう 合理的配慮を広げるための事例収 集 ）		
れいわ ねん 令和6年 2月	た ま し ふくしこうりやうかい しやう 多摩市福祉交流会「障がい者ととともにひととき のわ しやうがっこう で まえじゆぎやう かいさい の和」（小学校への出前授業）の開催	ししよくいんけんしやう 市職員研修 （じんじかしゆさい 人事課主催）	
3月 （予定）	しよくいんたいおうよりやう かいてい 職員対応要領の改定		きやうぎかい 協議会

Ⅱ 今後の取組予定（令和6年度）

時期	市民等を対象とした取組	市職員を 対象とした 取組	障がい者 差別解消支援 地域協議会
令和6年 4月～	事業者による合理的配慮の提供促進に係る 助成制度の継続実施		
7月			協議会
10月		市職員研修 (障害福祉課主催)	
12月	障害者週間・人権週間における取組 ・たま広報（11月5日号）での周知 ・障がい者美術作品展 ・人権週間イベント ・図書館での企画展示		
令和7年 1月		市職員研修 (人事課主催)	
3月	事業者による合理的配慮の提供等事例集の 作成・公表		協議会

※ 「障がい者とともにひとときの和」（小学校への出前授業）については、令和5年度と同様に、小学校2校を対象に実施予定。

Ⅲ おも とりくみないよう 主な取組内容について

1 子ども向け施策

- (1) 多摩市福祉交流会「障がい者とともにひとときの和」(小学校への出前授業)の開催
多摩市福祉交流会「障がい者と共にひとときの和」は、昭和57年から、毎年、小学校2校を輪番制で訪問し、体育館等で講話や体験会(車いす体験・手話・点字の学習等)を実施している(多摩市社会福祉協議会への委託により実施)。

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で中止としてきたが、令和5年度から再開し、令和5年6月に市立豊ヶ丘小学校3・4年生、令和6年2月に市立多摩第三小学校4年生を対象に実施した。令和6年度も引続き、小学校2校を対象として実施する予定である。

- (2) 心つなぐ・はんどぶっく(わかりやすい版)の活用

多摩市に住んでいる障がい当事者の声をまとめた「心つなぐ・はんどぶっく」のわかりやすい版(令和5年3月発行)。子どもの頃からの障害理解を広げることを目的とし、主に小学校4年生を対象とした内容としている。

今後、このハンドブックの活用に向け、多摩市社会福祉協議会と連携の上、小・中学校への出前授業(福祉体験学習)の推進を図っていく。

2 事業者向け施策

- (1) 事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度

物販店舗、飲食店、サービス店舗などで、店舗のバリアフリー化や、障がいのある方とのコミュニケーションツール作成など合理的配慮を提供するための費用を助成する制度。

令和4年6月末から開始し、これまで飲食店などから問合せ17件、助成11件の実績があった(令和6年2月末時点。段差解消工事、手すり設置工事等)。

この制度については、市公式ホームページへの掲載、市主催の障害理解促進講演会での周知、多摩商工会議所の会報への掲載、市内商店会との情報交換会におけるリーフレット配布、市内の施工業者に対する説明会等で周知を行っている。また、令和5年5月に新たにリーフレットを発行し、この制度のさらなる周知を図っている。

令和6年4月から障害者差別解消法の改正法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることも踏まえ、令和6年度以降の継続実施を予定している。

- (2) 事業者による合理的配慮の提供等事例集の作成・公表

事業者による合理的配慮の提供促進に向け、令和5年度に、たま広報や福祉に関するアンケート調査等を通じ、市民等が実際に体験した事例の収集を行った。今後、障がい当事者、支援者等からの意見を反映した事例集を作成し、令和7年3月に公表することを予定している。

3 障害者週間・人権週間における取組

令和5年度は、たま広報(11月5日号)での周知、美術作品展、人権週間イベント、図書館本館での企画展示等を実施した。

美術作品展は、令和3年度から、多摩市の魅力の創出・発信・実践に取り組む「多摩市若者会議」との協働により、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できる「みんなの美術作品展」として開催している。

人権週間イベントは、健康まちづくり推進室、平和・人権課、障害福祉課の3課連携により、「自分らしく生きること」をテーマとして開催した。

【みんなの美術作品展】

期間：令和5年12月3日(日)～12月10日(日)

場所：パルテノン多摩市民ギャラリー、豊ヶ丘・貝取商店街

【人権週間イベント】

期間：令和5年12月9日(土)、10日(日)

場所：パルテノン多摩オープンスタジオ

内容：パネルディスカッション、人権展示、ワークショップ等

4 市職員研修

令和5年10月に、入庁2年目職員を対象に、多摩市権利擁護専門部会の委員(9人)を講師に招き、法・条例の概要、障害特性の理解、窓口対応のポイントなど、職員対応要領に基づく適切な対応を取る上で必要となる、基礎的な知識を習得することを目的に開催した。

受講後の職員からは、「対応の仕方について改めて考えるきっかけになった」、「相手の立場に立ち、対応する大切さを改めて感じた」等の意見が寄せられた。

令和6年2月には、人事課主催により、主事・主任級職員を対象として、障がいのある職員を職場全体で支援する体制づくりのため「障がい理解促進研修」を実施した。

今後も、新任職員、主事・主任級職員等を対象とした研修の実施を予定している。

5 職員対応要領の改正

障害者差別解消法の改正法の施行(令和6年4月)にあわせ、令和6年3月に「多摩市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の改正を予定している。

具体的には、法改正や国の職員対応要領の内容を踏まえ、差別(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)に該当する具体例の追加等を予定している。

6 デジタル障害者手帳アプリ「ミライロ I D」による割引適用について

デジタル障害者手帳アプリ「ミライロ I D」は、紙又はカード形式の障害者手帳の情報をスマートフォンに登録後、アプリの画面を提示することで、手帳の代替とすることができるものである。令和6年10月を目途に、アプリの画面提示により、障害者手帳と同様に、市の公共施設において、使用料の減免が受けられるようにすることを検討している。

7 わかりやすい情報提供

他自治体の取組を参考にしながら、随時、知的障がいのある方向けのわかりやすい版の発行、絵や図を入れたわかりやすい情報提供、市役所の案内表示の改善等の取組を検討・実施していく。